住民監査請求(区民アンケート[住之江区])の結果について(概要)

大阪市監査委員は、次のとおり、令和2年11月20日(金曜日)に提出された住民監査請求について、 次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。(却下、結果は同年12月 10日決定)

1 請求の要旨

住之江区役所における区民アンケートの一部について、測定の根拠や合理性に関する質問に対し全く説明ができない(民法第644条、地方自治法第138条の2違反)状態であり、また、その測定方法を見ると全く根拠や合理性がないものになっている。その結果、測定にかかる経費が目的を達成できないまま支出されており、地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反となっている。

すなわち、令和元年度住之江区民モニターアンケートに要した通信運搬費及び消耗品費の経費の支出が具体的な財務会計行為であり、その違法不当事由について、この調査は、無作為抽出した人を対象に調査を実施して標本を得て、その回答内容を分析することで調査の母集団の状態を明らかにすること(標本調査)が目的であるのに、測定方法を見ると全く根拠や合理性がないものになっていて、目的が達成できないまま支出されているため、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条違反である。また、職員は、測定の根拠や合理性に関する質問に対し全く説明ができず、市長には、善管注意義務があるところ、社会調査に必要な素養を備えないまま漫然と業務を行い、その結果不適切なものになっているのであり、不作為による違法が存在し、民法第644条、地方自治法第138条の2に違反し違法である。

以上のことから、「令和元年度住之江区民アンケート」に要した費用、472,833円が無駄になっているため、その損害を回復する措置を講じるよう、具体的には、市長に返還させることを求める。

2 判断に至った理由

地方自治法(以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)について、当該行為等が違法として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

また、法第2条第14項、地方財政法第4条の規定は、地方公共団体や地方行財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記規定の違法性が肯定されると解される。(大阪高裁平成17年7月27日判決)

以下、本件請求が住民監査請求の上記要件を満たしているか検討する。

請求人は、令和元年度住之江区民モニターアンケート(以下「本件調査」という。)に要した通信運搬費及び消耗品費の経費の支出が具体的な財務会計行為であると主張し、その違法不当事由について、1の請求の要旨のとおり主張する。

しかしながら、本件調査に係る経費の支出は、アンケート調査を目的としたものであり、特段の法規定がない限り、どのような調査に経費を支出するかについては、地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられていると考えられる(法第2条第14項、地方財政法第4条)。したがって、市長の判断が著しく合理性を欠き、その広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、本件調査に係る経費の支出は、当該条項に違反し違法性が認められる。

この点、請求人の主張は、本件調査が標本調査として適切に実施されるべきにも関わらず、標本調査として適切なものとなっていないことを主張するものであるが、仮に、標本調査として適切とはいえない事情があったとしても、本件調査の目的は不合理とはいえず、調査手段としてのアンケートは目的との関連性が全くないものとはいえない以上、本件調査のために経費を支出しても、職員がその権限の行使におい

て、著しく合理性を欠く行為を行ったとまでは認められず、裁量の範囲を逸脱又は濫用をするものであるとの摘示があるとは認められない。

以上のとおり、本件請求における請求人の主張は、本件調査に係る経費の支出について財務会計法規上の義務違反等を具体的に摘示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断した。